

**Q & A ご質問と回答**  
**(中小企業海外展開支援事業～普及・実証事業～)**

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
<b>本事業全般</b>				
1	全体 (普及・実証事業)	事業のプロセスの中で特許権は得られた場合、その特許はどのような扱いとなるのか。	普及・実証事業において、事業終了後の提案製品はカウンターパートに譲与することとなりますが、著作権や特許権は提案法人側に残ります。	2016年3月29日
<b>資格要件・提案要件</b>				
2	募集要項 (普及・実証事業)	【説明会資料P24】【普及・実証事業のみ】基礎調査の履行期間内は応募できないとある一方で、募集要項の9Pでは、基礎調査、案件課調査、普及・実証事業の履行期間内は応募できないとあるが、どちらが正しいのか。	募集要項の「基礎調査、案件課調査、普及・実証事業の履行期間内は応募できない」との記載が正となります。	2016年3月29日
3	競争参加資格 (普及・実証事業)	普及・実証事業への応募については、案件化調査を2016年5月31日までに履行期限を迎えていることが条件とあるが、この期限は2018年度の公示分はどのようになるのか。	公示ごとに条件が変わりますので、各回の募集要項をご確認ください。	2016年3月29日
<b>提出書類・企画書等</b>				
4	関心表明 (普及・実証事業)	「普及・実証事業」として関心表明を出したのだが、「案件化調査」との違いは「販売実績」という認識で良いか。販売実績であれば、具体的な検証方法はどのように提示する必要があるのか。	「案件化調査」と「普及・実証事業」は上限金額、協力期間、負担経費等の違いがあり、「販売実績」が両者の違いではありません。「案件化調査」は、製品・技術等を開発途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査であり、「普及・実証事業」は、製品・技術等に関する開発途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業となります。	2016年3月29日
<b>事業内容（事業分野、事業実施機関・実施体制・人材配置等）</b>				
5	事業実施国 政府関係機関 (普及・実証事業)	普及・実証事業で鉄道のリハビリを提案したい。相手国政府機関が民営化され、その国の財務省が50%、国鉄が50%の株式を保有している。その場合は事業のカウンターパートとなり得るのか。	国の保有率が50%超である場合は認められます。50%以下になると原則的に認めることができないので、企画書に保有率内訳の詳細をご記載ください。	2016年3月29日
6	事業内容 (普及・実証事業)	普及・実証事業で採択された場合、本邦から完成品を購入し、輸出するのではなく、現地の代理店から購入する形態とすることは可能か。	可能です。現地で購入する理由や妥当性を契約交渉時に確認させていただきます。	2016年3月29日
7	本邦受入活動 (案件化調査／ 普及・実証事業)	本邦受入活動に関して、民間企業の方を日本に呼び寄せてもよいのか。	本邦受入活動の対象は、原則、調査対象国政府関係機関の人材です。民間企業所属の人材については、JICAにてその必要性、受入れる人材・人数の妥当性が確認された上で、調査対象国政府関係機関からの了解を前提に、受入れ可能です。	2016年3月29日